



平成27年

第1号

新年のご挨拶

(一社)大木町合併処理浄化槽維持管理協会

代表理事 井上 勝己



明けましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、当合併処理浄化槽維持管理協会は、浄化槽の適切な使用と維持管理の推進、さらには設置者の負担軽減を図ることを目的とし、2年間の準備期間を経て昨年1月に一般社団法人として設立後、4月からその活動を本格稼働してまいりました。加入者数につきましても、お蔭をもちまして12月末現在では1,665件と対象世帯の約8割のご家庭に加入いただいているところであり、これもひとえに皆様方のご理解とご協力の賜と感謝申し上げます。

この合併処理浄化槽は、平成2年からその設置が推進され、現在では町全体の約7割のご家庭で利用されております。公共下水道に代わる施設として大変重要な役割を担っているこの合併処理浄化槽ですが、適切な使用と維持管理がなされなければ十分な機能は果たされません。

そこで協会としては、これまで業者に任せきりであった合併処理浄化槽の保守点検に関し、協会が各家庭の浄化槽の管理者となることで各浄化槽の状態を把握し、業者との連携のもとに常に最良の状態を保つようにしていこうとするものです。もちろん、協会には専門知識を持った技術員がおりますので、何か不具合が生じた場合等は現場立会のもとに適切に対応しております。

また、設置者の皆さんには、使用されるうえでの留意事項をきちんと守っていただきなければなりません。そのためには

は、皆さんにさまざまな情報を提供していくとともに、計画的に講習会を開催していくことにしております。

もう一つは、設置者の皆さんの負担軽減に関する点であります。少しでも設置者負担を軽減しようということで、業者との交渉により全体的には従来の金額を下げることができましたが、まだ皆さんの要望に十分に応えているものとは捉えておりません。そこで、制度の充実を図ることとし、本年度から浄化槽の修理に対する助成制度を設け、既に50名以上の会員の皆さんにご利用いただき大変喜ばれているところです。

また、新年度からは、簡易チェックシステム制度を導入致します。希望される方のみではありますが、この制度を利用されますと業者による点検回数を減らすことができるため、点検費用が軽減されます。さらには、今後、少人数世帯における清掃費用の軽減、大規模修理を伴う浄化槽に対する新たな助成制度の創設についても検討を重ねているところであります。

協会といたしましては、発足1年目でもありますに何かとご不便をおかけしている点も多々あるかと存じますが、遠慮なくご意見をいただきたいと思っております。今後ともに、会員の皆さんに信頼され加入してよかったですと実感できるような組織を目指し努力してまいりますので、さらなるご支援、ご協力を切にお願い致しまして、新年に当りましての御挨拶とさせていただきます。

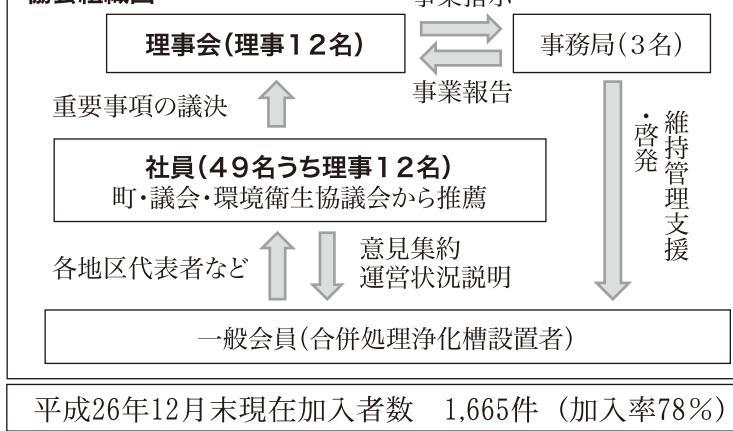
浄化槽協会組織

代表理事 井上 勝己

副理事長 北島 離磨雄

理 事 田中 明人	北島 勝喜
廣松 卓	徳永 豊
松枝 友久	末永 新
荒木 和彦	境 公雄
監 事 塚本 雅博	石川 勉

協会組織図



大木町合併処理浄化槽維持管理協会の運営状況について

大木町合併処理浄化槽維持管理協会（以下、本協会）では、平成26年4月より、会員の皆さんが設置使用されている合併処理浄化槽の管理者となり、適切な使用と維持管理の推進・会員の皆さんの負担軽減を目指して活動を行って参りました。会員の皆さんのご協力により、本協会運営は順調に推移しています。

これまでの主な活動経緯をご報告いたします。

●第1回定時社員総会（平成26年4月30日）

平成25年度事業報告及び決算について

役員の承認

平成26年度事業計画及び予算計画について 他

●第1回理事会（平成26年4月30日）

役員の選出 他

●第2回理事会（平成26年6月6日）

浄化槽管理者変更に関する件 他

●第3回理事会（平成26年8月21日）

協会運営状況中間報告

本体補修助成等負担軽減対策について 他

●町長への運営支援に関する陳情（平成26年9月4日、代表理事・副理事長）

高齢者等負担軽減対策、本体補修助成に対する支援要望

●第4回理事会（平成26年11月17日）

町に対する運営支援要望結果について（報告）

臨時総会の開催について

●臨時社員総会（平成26年12月4日）

定款変更（第4条、第6条関係）

本協会が浄化槽管理者となることによる変更（第4条関係）及び2世帯住宅の加入要件の変更（第6条関係）に関すること。

●事務局会議（毎週）、立花商事等業者との連絡調整（必要に応じて隨時開催）



定時社員総会の様子



浄化槽関連機器の買換え・修理に対しての助成制度があります

○助成の対象となる機器類

浄化槽本体、蓋、プロワー、放流ポンプ等

※以下の部分については対象外になります。

浄化槽周りの配管及び枠、便器等の破損、詰まり等の修理

○助成金額

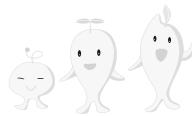
修理又は買換え・取付けにかかった額の2分の1（1万円を限度とする）

○助成金の手続き

助成金支払申請書に必要な書類（領収書、修理明細書、機器カタログ、写真など）を添付して、修理後1ヶ月以内に協会に申請して下さい。

なお、故意や重大な過失による修理の場合は、助成の対象とはなりません。また、浄化槽の入れ替えは対象になりません。設置・入れ替えの場合は大木町役場環境課までお問い合わせ下さい。

簡易チェック制度を開始します



平成27年4月より簡易チェックの制度を開始します。

簡易チェックとは浄化槽の点検の一部を使用者が行うことによる業者の点検回数を減らし、管理費用を軽減する制度です。浄化槽の種類によりますが年間に4,000円～6,000円ほど安くす

ることができます。簡易チェックを希望される方は申込書を当協会まで提出して下さい。申し込みをされた方は、事前に協会技術員が現場指導にお伺いさせていただきます。なお、使用者のチェック作業が困難な場合は、家族や親せき、近所の方が行うことも可能です。

簡易チェックの内容

- ①本体に異常はないか？
- ②プロワーは動いているか？
- ③気泡はでているか？

以上の3項目を、毎月1回チェックをしてもらいます。
必要な時間は約10分程度です。



簡易チェック開始までの流れ

講習会受講



希望者は申請書提出



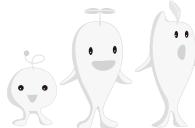
協会から日程調整の連絡

協会技術員による現地指導



平成27年4月からスタート

※協会職員が年1回訪問し実施状況の確認をします。

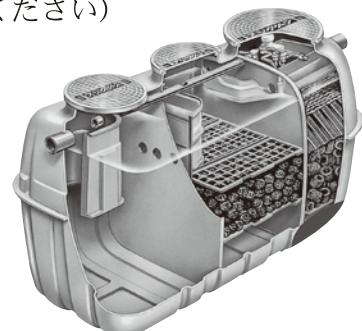


合併処理浄化槽講習会を開催します

(簡易チェックを希望される方は必ず受講してください)

内 容

- ・浄化槽の仕組み、使い方
- ・平成27年4月から実施する簡単な簡易チェックによる費用負担軽減の仕組み



日 時

平成27年 2月21日(土) 19時30分

平成27年 3月11日(水) 19時30分

平成27年 3月21日(土) 10時

場 所

役場西別館会議室
(浄化槽協会2階)

浄化槽の使い方でこんな問い合わせがありました



浄化槽とは、汚水の汚れを微生物が食べて水をきれいにして堀や川に流す水槽です。ですから浄化槽の中が微生物の住みにくい状態になると、汚れを食べきれず、未処理の水が放流されてしまいます。

- ・トイレには、ティッシュペーパー、おむつ、たばこの吸い殻など、トイレットペーパー以外のものを流さないで下さい。水に溶けず、配管が詰まったり、浄化槽内の故障の原因になります。
- ・使用済みの天ぷら油は直接台所に流さないで下さい。皿についた油等は、少しなら流しても問題ありませんが、天ぷら油は容器に貯めて分別収集に出しましょう。
- ・洗剤は適量使いましょう。カビ取り剤や漂白剤などの使用は適量使用して下さい。塩素系

の消毒殺菌効果がある薬剤は、浄化槽の微生物に影響を与える恐れがあります。使用する場合は、使用後少し多めの水で洗い流してください。

Q、トイレ洗浄剤や、入浴剤等は、浄化槽によくないと聞いたのですが、使用したらいけないのでですか。

A、トイレ洗浄剤については合併浄化槽にそれほど悪影響を与えないのですが、水に色がつくものは、定期検査等で、色や透明度を見る検査があるので、濃い青色が出るなら、なるべく使用を控えてください。

入浴剤については、色々種類がありますが、硫黄系の入浴剤はなるべく控えてください。

浄化槽協会費の支払いについて

当協会の会費は、当協会から送らせて頂く確定通知書をもとに毎奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）の月末までにお支払いいただくようになります。口座振替の手続きをされた方は、月末に指定の口座より引き落とさせていただきます。（なお、月末が休みの場合は翌営業日になります。）

平成27年4月からは4月～翌年3月分の1年間分（第1期～第6期）の請求書・確定通知書をまとめて発送させて頂きます。発送は5月の初旬の予定です。なお平成27年度より前納制度

を開始しますので希望される方は申込みをしてください。

前納の申込みについて

平成27年度より前納の制度を開始します。第1期目（5月末納期）までに年間の金額をまとめて納めて頂ける方は、年間の金額より1,000円を割り引きます。申し込み方法は、別紙の前納希望届を3月末までに当協会まで持参もしくはFAX（33-2349）で提出して下さい。

事務局員紹介・事務局からのお知らせ



- ・矢加部事務局長（写真中央）／地元で協会員の皆様により寄り添える様、頑張っていきたいと思います。
- ・藤原技術員（写真右）／皆様のお宅に、清掃立ち合いや何かトラブルがあった時に伺いますので、よろしくお願いします。
- ・松本事務員（写真左）／よろしくお願いします。

協会への加入手続き、合併処理浄化槽の維持管理に対するお問い合わせには、私たちが対応しています。

一般社団法人

大木町合併処理浄化槽維持管理協会（役場西別館）

〒830-0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255番地7 TEL(0944)33-2328 FAX(0944)33-2349